

平成 30 年 2 月 2 日

行政委員会事務局監査部監査課特別監査担当（6208-8573）

住民監査請求（下水管入れ替え工事に関する公金支出）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、平成 29 年 12 月 28 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（3 人）に通知しました。（却下、結果は平成 30 年 2 月 1 日決定）

1 請求の要旨

大阪府が発注した下水管入れ替え工事で複数の業者が契約と異なる安価な材料を使ったとされる問題が、平成 29 年 11 月 22 日毎日新聞等で報じられ、市民が知ることとなった。2015 年～2016 年だけで約 1 億 4500 万円もが市のチェックの甘さや一部職員が黙認していたなど市民の利益を守るべき職員が長年にわたり市に損害を生じさせている。

よって、監査委員は、厳正な調査の上市長に対し、違法に支出した公金額を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、本市職員等による個別具体的に特定された当該行為等について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求において請求人は、本市職員のチェックの甘さや黙認によって 2015 年から 2016 年だけで約 1 億 4500 万円もの損害が本市に生じていると主張するのみで、請求の対象が財務会計上の行為であるのか、怠る事実であるのかについても明らかになっていない。また、本市職員等の違法又は不当な当該行為等が特定されておらず、違法事由についても個別的、具体的に主張するものとはいえない。

なお、請求人に対して、上記の点につき、平成 30 年 1 月 17 日を期限として書面により補正を求めたが、請求人からは、当該行為等の摘示及び違法事由に係る補正はなされず、住民監査請求提出日の記載誤り及び脱字の補正がなされたのみであった。

よって、本件請求の内容は、住民監査請求の対象になるとはいえず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。